

市区町村別集計項目(推進体制等)

三重県	
市区町村数	29

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						20	19	17			28					
24	201	津市	男女共同参画室	1	1	1	1	津市男女共同参画推進条例	2007年3月30日	2007年3月30日		第3次津市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
24	202	四日市市	市民生活部 男女共同参画課	1	1	1	1	四日市市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年4月1日		男女共同参画プランよっかいち2021~2025	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
24	203	伊勢市	市民交流課	1	2	1	1	伊勢市男女共同参画推進条例	2007年3月31日	2007年4月1日		第3次伊勢市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
24	204	松阪市	人権・多様性社会課	1	1	1	1	松阪市の男女共同参画をすすめる条例	2005年1月1日	2005年1月1日		松阪市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
24	205	桑名市	女性活躍・多文化共生推進室	1	1	1	1	桑名市男女共同参画推進条例	2009年9月29日	2009年9月29日		2019-2024桑名市男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2025年3月	1	1	
24	207	鈴鹿市	男女共同参画課	1	1	1	1	鈴鹿市男女共同参画推進条例	2006年6月29日	2006年6月29日		第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画	2016年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
24	208	名張市	人権・男女共同参画推進室	1	1	1	1	名張市男女共同参画推進条例	2005年10月3日	2006年4月1日		第2次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーⅡ	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
24	209	尾鷲市	政策調整課	1	2	1	1	尾鷲市男女共同参画推進条例	2007年4月1日	2007年4月1日		第3次尾鷲市男女共同参画推進基本計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
24	210	亀山市	人権・ダイバーシティグループ	1	2	1	1	亀山市男女が生き生き輝く条例	2008年6月27日	2008年7月1日		第4次亀山市男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
24	211	鳥羽市	市民課	1	2	1	1	鳥羽市男女共同参画推進条例	2012年3月30日	2012年3月30日		鳥羽市第3期男女共同参画基本計画(通称:ほほえみプラン)	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
24	212	熊野市	市長公室	1	2	1	1	熊野市男女共同参画推進条例	2017年6月23日	2017年6月23日		熊野市男女共同参画基本計画(第4次基本計画)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
24	214	いなべ市	人権福祉課	1	2	1	1	いなべ市男女共同参画推進条例	2008年3月25日	2008年4月1日		(いなべ市男女共同参画第3次推進計画)	2018年4月 ~ 2023年3月	1	0	
24	215	志摩市	市民生活部 人権市民協働課	1	2	1	1	志摩市男女共同参画推進条例	2012年12月26日	2013年4月1日		第4次志摩市男女共同参画推進プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
24	216	伊賀市	人権政策課男女共同参画係	1	1	1	1	伊賀市男女共同参画推進条例	2004年11月1日	2004年11月1日		第4次伊賀市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
24	303	木曾岬町	総務政策課	1	2	0	0				2	木曾岬町男女共同参画基本計画	2014年3月 ~	0	1	
24	324	東員町	町民課	1	2	0	0	東員町男女共同参画推進条例	2019年3月22日	2019年4月1日		第3次東員町男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1	
24	341	菰野町	企画情報課	1	2	1	1				0	第4次菰野町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
24	343	朝日町	広報・町史編さん課	1	2	1	0				0	かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
24	344	川越町	企画情報課	1	2	0	0				0	川越町男女共同参画推進計画	2008年3月 ~	0	1	
24	441	多気町	健康福祉課	1	2	1	1	多気町男女共同参画推進条例	2007年6月26日	2007年6月26日						0
24	442	明和町	生活環境課	1	2	1	1				1	第2次明和町男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
24	443	大台町	企画課	1	2	0	0				0	第3次大台町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
24	461	玉城町	総務政策課	1	2	0	0				0	第3次玉城町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2026年3月	1	1	
24	470	度会町	総務課	1	2	0	0				0	第2次 度会町男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2025年3月	0	1	
24	471	大紀町	総務企画課	1	2	0	0				2	大紀町男女共同参画計画	2015年4月 ~ 2023年3月	0	1	
24	472	南伊勢町	環境生活課	1	2	0	0	南伊勢町男女共同参画推進条例	2013年3月22日	2013年4月1日		(第二次南伊勢町男女共同参画基本計画)	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	0	
24	543	紀北町	総務課	1	2	1	0				0	第2次紀北町男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1	
24	561	御浜町	総務課	1	2	1	1				0	御浜町男女共同参画推進基本計画	2021年4月 ~ 2025年3月	1	1	
24	562	紀宝町	企画調整課	1	2	0	1				0	第3次紀宝町男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	

<選択肢回答>

- 所属  
1 首長部局  
2 教育委員会

- 事務所掌  
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課  
2 1ではない

- 庁内連絡会議  
1 有  
0 無

- 諮問機関  
1 有  
0 無

- 男女共同参画に関する条例  
現在の状況  
1 2023年3月末までの制定を目途に検討中  
2 2022年度以降の制定を目途に検討中  
3 その他  
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画  
女性活躍推進法の推進計画との関係  
1 一体  
0 一体でない  
計画の策定方法  
1 単独計画として策定  
0 総合計画の一部として策定

- 現在の状況  
1 策定予定有  
0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営			
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			4						1	3	2	1	1	3	0	1	
24	201	津市															
24	202	四日市市	四日市市男女共同参画センター	はもりあ四日市	510-0093	三重県四日市市本町9番8号 本町プラザ3階	059-354-8331	059-354-8339	<a href="https://www.city.yokkaichi.mie.jp/danjo/index.php">https://www.city.yokkaichi.mie.jp/danjo/index.php</a>		○		○		○		
24	203	伊勢市															
24	204	松阪市															
24	205	桑名市															
24	207	鈴鹿市	鈴鹿市男女共同参画センター	ジェフリーすずか	513-0801	三重県鈴鹿市神戸二丁目15番18号	059-381-3113	059-381-3119	<a href="http://www.city.suzuka.lg.jp/danjo/">http://www.city.suzuka.lg.jp/danjo/</a>	○		○			○		
24	208	名張市	名張市男女共同参画センター		518-0775	三重県名張市希央台5番町19番地	0595-63-5336	0595-63-5326	<a href="https://www.emachi-nabari.jp/j-kouryu/?page_id=15">https://www.emachi-nabari.jp/j-kouryu/?page_id=15</a>		○			○		○	
24	209	尾鷲市															
24	210	亀山市															
24	211	鳥羽市															
24	212	熊野市															
24	214	いなべ市															
24	215	志摩市															
24	216	伊賀市	伊賀市男女共同参画センター		518-0873	三重県伊賀市上野丸之内500番地	0595-22-9632	0595-22-9666	<a href="https://www.city.iga.lg.jp/category/7-6-4-0-0.html">https://www.city.iga.lg.jp/category/7-6-4-0-0.html</a>		○	○			○		
24	303	木曾岬町															
24	324	東員町															
24	341	菟野町															
24	343	朝日町															
24	344	川越町															
24	441	多気町															
24	442	明和町															
24	443	大台町															
24	461	玉城町															
24	470	度会町															
24	471	大紀町															
24	472	南伊勢町															
24	543	紀北町															
24	561	御浜町															
24	562	紀宝町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主  な  事  業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			4					4	3	4	4	1	3	3	0	2	
24	201	津市			0	0	0										
24	202	四日市市	四日市市男女共同参画センター	1996年8月1日	8	0	26,193	○	○	○	○		○	○		○	はもりあフェスタなど
24	203	伊勢市			0	0	0										
24	204	松阪市			0	0	0										
24	205	桑名市			0	0	0										
24	207	鈴鹿市	鈴鹿市男女共同参画センター	2002年8月2日	4	1	14,267	○	○	○	○	○	○			○	
24	208	名張市	名張市男女共同参画センター	2009年6月13日	1	0	1,150	○		○	○						
24	209	尾鷲市			0	0	0										
24	210	亀山市			0	0	0										
24	211	鳥羽市			0	0	0										
24	212	熊野市			0	0	0										
24	214	いなべ市			0	0	0										
24	215	志摩市			0	0	0										
24	216	伊賀市	伊賀市男女共同参画センター	2012年4月16日	2	0	2,522	○	○	○	○		○	○			
24	303	木曾岬町			0	0	0										
24	324	東員町			0	0	0										
24	341	菰野町			0	0	0										
24	343	朝日町			0	0	0										
24	344	川越町			0	0	0										
24	441	多気町			0	0	0										
24	442	明和町			0	0	0										
24	443	大台町			0	0	0										
24	461	玉城町			0	0	0										
24	470	度会町			0	0	0										
24	471	大紀町			0	0	0										
24	472	南伊勢町			0	0	0										
24	543	紀北町			0	0	0										
24	561	御浜町			0	0	0										
24	562	紀宝町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				7		14	1	7.1	19	1	5.3	15	0	0.0	14	2	14.3	5,058	295	5.8
24	201	津市	2007年3月29日	津市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							1037	97	9.4
24	202	四日市市	2003年12月19日	四日市市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	1	50.0							728	51	7.0
24	203	伊勢市	2006年7月11日	伊勢市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							175	10	5.7
24	204	松阪市	2005年12月22日	松阪市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							446	18	4.0
24	205	桑名市				1	0	0.0	1	0	0.0							680	52	7.6
24	207	鈴鹿市	2012年12月21日	男女共同参画都市宣言	2	1	1	100.0	2	0	0.0							400	14	3.5
24	208	名張市	2004年6月22日	名張市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							183	7	3.8
24	209	尾鷲市				1	0	0.0	1	0	0.0							62	5	8.1
24	210	亀山市				1	0	0.0	1	0	0.0							250	17	6.8
24	211	鳥羽市				1	0	0.0	1	0	0.0							46	2	4.3
24	212	熊野市				1	0	0.0	1	0	0.0							111	1	0.9
24	214	いなべ市				1	0	0.0	1	0	0.0							118	0	0.0
24	215	志摩市				1	0	0.0	1	0	0.0							50	1	2.0
24	216	伊賀市	2005年9月26日	伊賀市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							245	10	4.1
24	303	木曾岬町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	2	5.6
24	324	東員町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
24	341	菰野町										1	0	0.0	0	0		39	1	2.6
24	343	朝日町										1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
24	344	川越町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
24	441	多気町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0
24	442	明和町										1	0	0.0	1	1	100.0	95	5	5.3
24	443	大台町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	1	2.1
24	461	玉城町										1	0	0.0	1	0	0.0	69	1	1.4
24	470	度会町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0
24	471	大紀町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
24	472	南伊勢町										1	0	0.0	1	1	100.0	38	0	0.0
24	543	紀北町										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
24	561	御浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
24	562	紀宝町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値				目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード								
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他		
	小計			1,146	986	14,494	4,328	29.9	756	673	10,042	2,803	27.9	163	113	1,009	176	17.4	638	72	11.3	834	79	9.5								
24	201	津市	30.0	2023年3月	66	61	970	262	27.0	地方自治法に規定する附属機関及び要綱等に基づき設置された類似の機関を目標設定の対象としている。	39	35	662	167	25.2	6	5	45	6	13.3	42	6	14.3	43	6	14.0	1		1			
24	202	四日市市	40%~60%	2026年3月	103	102	1,479	525	35.5	(1)委員会、委員(地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき設置されたもの) (2)附属機関(地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置されたもの) (3)附属機関に準ずる機関(市の事務について審査、審議、調査等を行うため、市長その他の執行機関に設置されたもの) (4)前各号に定めるもののほか、これに準ずる機能を有するもの	47	47	592	219	37.0	6	6	74	10	13.5	50	6	12.0	51	6	11.8	1		1			
24	203	伊勢市	40.0	2023年3月	73	68	934	254	27.2	地方自治法第180条の5に基づく委員会、同202条の3に基づく附属機関	67	62	895	246	27.5	6	6	39	8	20.5	30	4	13.3	31	4	12.9	2	2022年6月1日	2	2022年6月1日	2	2022年6月1日
24	204	松阪市	35.0	2026年3月	99	92	1,422	468	32.9	地方自治法第202条の3に基づく審議会等 地方自治法第180条の5に基づく委員会等 規則、要綱等により設置されている委員会等	33	30	722	218	30.2	6	5	36	6	16.7	40	4	10.0	41	4	9.8	1		1			
24	205	桑名市	37.0	2024年4月	74	63	1,159	399	34.4	地方自治法第180条の5に基づく委員会等 地方自治法第202条の3に基づく審議会等 規則、要綱及び規程等で設置されている審議会等	43	40	476	161	33.8	6	3	31	4	12.9	44	3	6.8	45	3	6.7	1		1			
24	207	鈴鹿市	男女いずれの性も40%を下回らない状況になっている審議会等の割合70%	2023年3月	52	50	666	278	41.7	地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3に規定する附属機関、地方自治法第180条の5第1項、第3項に規定する執行機関、地方公営企業法第14条の規定に基づく審議会、鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程及び鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程に基づく会議	34	34	497	213	42.9	6	4	37	9	24.3	55	22	40.0	55	22	40.0	1		1			
24	208	名張市	40%以上60%以下	2027年3月	77	60	843	221	26.2	法律、条例、規則等により設置されている審議会、委員会、協議会等	40	37	503	148	29.4	6	4	30	7	23.3	39	6	15.4	40	6	15.0	1		1			
24	209	尾鷲市	50.0	2032年3月	36	28	509	125	24.6	法律または条例により設置されている審議会等	36	28	470	122	26.0	6	6	25	10	40.0	38	3	7.9	39	3	7.7	1		1			
24	210	亀山市	40.0	2027年3月	94	90	1,355	475	35.1	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 市の条例、規則、要綱又は規程等に基づき設置されているもの	30	30	363	103	28.4	6	5	48	8	16.7				25	2	8.0	1		1			
24	211	鳥羽市	30.0	2025年3月	39	31	551	133	24.1	法令、条例、規則、要綱等で設置されている審議会、協議会、委員会等	25	17	291	59	20.3	6	5	33	8	24.2				32	2	6.3	1		1			
24	212	熊野市	40.0	2027年3月	38	32	485	124	25.6	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく審議会・委員会等並びに市の条例・規則・要綱等に基づき設置されているもので、委員に市の職員以外のものが含まれていて、複数の委員等により組織しているもの	15	13	161	38	23.6	6	5	30	7	23.3	27	1	3.7	28	1	3.6	1		1			
24	214	いなべ市	30.0	2023年3月	21	16	197	43	21.8	地方自治法180条の5、202条の3に基づく委員会・審議会	15	13	168	38	22.6	5	3	29	5	17.2	25	2	8.0	26	2	7.7	1		1			
24	215	志摩市	40.0	2026年3月	40	36	449	163	36.3	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	40	36	449	163	36.3	6	5	32	7	21.9						1		1				
24	216	伊賀市	40.0	2026年3月	88	73	1,066	279	26.2	意思決定機関である審議会等	53	48	745	199	26.7	6	5	43	9	20.9	35	2	5.7	36	2	5.6	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日
24	303	木曾岬町	30.0	2023年3月	34	6	110	10	9.1	地方自治法(第203条の3)に基づく審議会、地方自治法(第180の5)に基づく委員会	6	6	79	10	12.7	5	2	27	2	7.4	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1			
24	324	東員町	35.0	2023年3月	27	21	270	81	30.0	防災会議、環境審議会等	10	9	99	21	21.2	5	4	27	7	25.9	11	1	9.1	11	1	9.1	1		1			
24	341	菟野町	30.0	2027年3月	17	15	177	33	18.6	条例、規則等により設置されている委員会等	16	14	178	29	16.3	5	3	48	5	10.4	20	3	15.0	21	3	14.3	1		1			
24	343	朝日町	40.0	2027年3月	20	12	138	27	19.6	地方自治法(第202条の3)、(第180条の5)に該当する審議会等	14	9	117	23	19.7	6	3	21	4	19.0	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1			
24	344	川越町	33.0	2030年月	16	13	181	43	23.8	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	16	13	188	45	23.9	5	3	20	3	15.0	21	1	4.8	22	1	4.5	1		1			
24	441	多気町								41	32	397	113	28.5	5	3	54	8	14.8				29	1	3.4	1		1				
24	442	明和町	30.0	2024年3月	17	16	218	46	21.1	自治法(第202条の3)に基づく審議会等	17	16	218	46	21.1	5	2	44	4	9.1				40	2	5.0	1		1			
24	443	大台町	30.0	2031年3月	26	23	323	87	26.9	法令、条例、規則、要綱等に基づく審議会等	19	17	219	54	24.7	5	3	27	4	14.8	18	2	11.1	19	2	10.5	1		1			
24	461	玉城町	40.0	2027年3月	10	10	111	37	33.3	広域の審議会を除く審議会	10	10	111	37	33.3	5	3	27	4	14.8	18	1	5.6	19	1	5.3	1		1			
24	470	度会町	27.1	2025年3月	14	11	159	39	24.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	12	9	117	25	21.4	5	2	28	4	14.3	8	0	0.0	9	0	0.0	1		1			
24	471	大紀町	30.0	2023年3月	0	0	0	0		法律により設置されている委員会等	3	3	21	6	28.6	5	2	27	2	7.4						1		1				
24	472	南伊勢町	40.0	2023年3月	40	36	360	106	29.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等、南伊勢町が設置する委員会等	20	18	203	55	27.1	5	4	29	7	24.1				26	0	0.0	1		1			
24	543	紀北町								21	17	331	59	17.8	6	3	30	5	16.7	57	2	3.5	58	2	3.4	1		1				
24	561	御浜町	30.0	2026年3月	15	11	157	29	18.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	15	11	157	29	18.5	6	5	35	7	20.0				25	0	0.0	1		1			
24	562	紀宝町	30.0	2026年3月	10	10	205	41	20.0	町が設置する審議会	10	10	205	41	20.0	6	4	30	6	20.0	26	2	7.7	27	2	7.4	1		1			





調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他							
				7	1の合計	28	0	26		3				25	25	25	25	25	21		
				8	2の合計	0	19	2		23				2	1	1	1	3	2		
				0	3の合計	1	8			2				0	0	0	0	0	0		
				14	4の合計	0	1							2	3	3	3	1	6		
24	201	津市	2		津市議会	1	2	1	津市議会会議規則(第2条 2・第82条 2) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第82条 2(第2条2の条文中、「議員」を「委員」に、「議長」を「委員長」に変更)	2					1	1	1	1	1	4	
24	202	四日市市	1	四日市市職員旧姓使用取扱要綱 婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員が引き続き旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)を所属長を経由して任命権者に提出し、承認を受けなければならない。	四日市市議会	1	2	1	四日市市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
24	203	伊勢市	2		伊勢市議会	1	2	1	伊勢市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
24	204	松阪市	1	松阪市職員旧姓使用取扱規程 松阪市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令において旧姓を使用できる職員は、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(会計年度任用職員含む)とする。 (承認申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、原則として松阪市職員服務規程(平成17年松阪市訓令第14号)第4条第2項に規定する履歴事項の変更の届出に併せて、所属長を経由して市長に提出するものとする。 (承認) 第4条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 2 市長は、前項の承認通知書を通知した場合は、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。 (承認の取消) 第5条 市長は、旧姓使用を承認した後において、当該旧姓使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 2 市長は、前項の規定により旧姓使用の承認を取り消したときは、その旨を旧姓使用取消通知書(様式第4号)により当該職員に通知するものとする。 (使用の中止) 第6条 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第5号)を所属長を経由して市長に提出しなければならない。 (旧姓を使用することができる文書等) 第7条 旧姓を使用することができる文書等の基準は、別表第1のとおりとする。 2 旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表第2のとおりとする。 (職員及び所属長の責務) 第8条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民及び職員に誤解又は混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 附 則 (施行期日) 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の前日に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員で、旧姓を使用しようとする職員は、第3条第1項の規定による申請を行うことができるものとする。	松阪市議会事務局	1	2	1	松阪市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7									
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
24	205	桑名市	桑名市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後に、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。	桑名市議会	1	2	1	桑名市議会会議規則	1		桑名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例 第3条 第1項 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、当該議員の議員報酬に、議会の会議等を欠席した日から、議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じ、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 欠席期間 支給割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の80 180日を超え365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の50 第5条 次に掲げる理由により議会の会議等を長期間欠席したときは、この条例の規定は、適用しない。 (2) その他議長が認める理由 ※第3条 第1項として、または第5条(2)として取り扱うかは、事案発生時に協議する。	1	1	1	1	1	1		
24	207	鈴鹿市	鈴鹿市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の届出) 第2条 婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員が引き続き旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(第1号様式)を所属長を経由して任命権者に提出するものとする。 2 新たに職員となった者が旧姓を使用しようとするときも、前項と同様とする。	鈴鹿市議会	1	2	1	鈴鹿市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										
24	208	名張市	旧姓使用の取扱いに関する内規 第1条 この内規は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた名張市の職員(専決権限がない職員に限る。以下単に「職員」という。)が引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上作成する文書等に使用することに關して、必要な事項を定めるものとする。	名張市議会	1	2	1	名張市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										
24	209	尾鷲市		尾鷲市議会	1	3	1	尾鷲市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										
24	210	亀山市		三重県亀山市議会	1	2	1	亀山市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3										
24	211	鳥羽市		鳥羽市議会	1	3	1	鳥羽市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 (略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第88条 (略) 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	3										
24	212	熊野市		熊野市議会	1	2	1	熊野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										
24	214	いなべ市		いなべ市議会	1	3	1	いなべ市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない														
										議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
24	343	朝日町	4	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	朝日町議会	1	2	1	朝日町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4					
24	344	川越町	1	川越町職員旧姓使用取扱要綱 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)を所屬長を経て、総務課長に提出しなければならない。		川越町議会	1	2	1	川越町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日開議時刻までに議長に届けなければならない。	2			1	1	1	1	1	1					
24	441	多気町	2			多気町議会	1	2	1	多気町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		多気町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例 第3条第1項 議員が疾病その他の事由により、議会の会議等を長期欠席したときの議員報酬の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬の額から、議会の会議等を欠席した日から、次に議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、当該議員報酬の額に次の表に定める割合(以下「減額割合」という。)を乗じて得た額を減じた額とする。 90日を超え180日以下であるとき 100分の20 180日を超え365日以下であるとき 100分の50 365日を超えるとき 100分の100 第5条第1項第2号 議会の会議等を長期欠席した事由が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2条の規定は適用しない。 (2) 女性の議員の出産(ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項(ただし書を除く。))に規定する期間の範囲内であつて、かつ、議長に対し多気町議会会議規則第2条第2項の規定による欠席届が提出されている場合に限る。)						1	1	1	1	1	1
24	442	明和町	4			明和町議会	1	2	1	明和町議会会議規則 第2条の2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		2	4	4	4	4	2	2					
24	443	大台町	4			大台町議会	1	2	1	大台町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1					
24	461	玉城町	4			玉城町議会	1	3	2	度会町議会会議規則	2		2	2	2	2	2	2	2					
24	470	度会町	4			度会町議会	1	2	1	第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1					
24	471	大紀町	4			大紀町議会	1	3	1	大紀町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1					
24	472	南伊勢町	4			南伊勢町議会	1	2	1	南伊勢町議会会議規則の一部を改正する規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	4					
24	543	紀北町	4			紀北町議会	1	2	1	紀北町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1					

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
24	561	御浜町	4		御浜町議会	1	3	1	御浜町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
24	562	紀宝町	4		紀宝町議会	1	4	2				4	4	4	4	4	4	

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都道府県	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係するハラスメント(規定)がある倫理防規禁止	2. 議員向けメンタルケアに関する取組	3. 関係するハラスメント(規定)がある倫理防規禁止	4. その他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	2			
		0	0	9	4	0	0	0		0	1	0		2			
		0	3	2	0	0	0	0		1	2	5		26			
		0	0	18	0	0	5	0		4	26	1		1			
		29	26		0	0	0	1				23					
24	津市	4	4	3							3	2		2			
24	四日市市	4	2	1	1		3			3	3	2		2			
24	伊勢市	4	4	3							3	4		1	伊勢市地域防災計画 第3編 第1章 第8節 災害時用配慮者の支援体制の整備 4 女性や子どもに配慮した防災対策の強化		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターのための実施していることがあればご記入ください。	
			問8 議員の利用すること できる保育施設等が 議会に設置または 提供されているか。	問9 議員の利用すること できる授乳室等が議 会に設置または提供 されているか。	問10 議会におけるハラ スメント防止に 関する取組は 行っているか。	問11 問10で1.を選 択した場合、行 っている取組 は、次のうち どれか。				問12 問11で、1.を 選択した場合 該当部分の条 文(本文)を記 入してください。	問13 内閣府が公表 した教材動画 「政治分野に おけるハラ スメント防止 研修教材」の 利用	問14 男女共同参画 に関する研 究(ハラ スメント防 止)に関する もの以外)を 行っている か。	問15 議会におい て、通称又は 旧姓の使用を 認めています か。	問16 問15で、1.を 選択した場合 該当部分の条 文(本文)を記 入してください。	問17 政治分野の 男女共同参 画のため に実施して いることが あればご記 入ください。		
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す る ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 が あ る か	2 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 を 設 置 し て い る か	3 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 を 設 置 し て い る か	4 そ の 他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
24	204	松阪市	4	4	1	1					松阪市議会議員政治倫理要綱 (政治倫理基準) 第3条 議員は、政治倫理の基準として次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)議員の地位を利用して、いかなる金品の授受をしてはならない。 (2)市が関わる許認可、請負その他の契約等に関して特定の個人、団体又は企業に有利な取り計らいをしてはならない。 (3)市職員の採用、昇格その他の人事異動に関与してはならない。 (4)地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に定めるところにより、市の請負をするところの法人及び私企業を問わず、これらの役員に就いてはならない。 (5)議員の地位を利用して、市職員の業務を妨げたり、不当な圧力を与えてはならない。 (6)前各号に掲げるもののほか、市民の代表者としてその品位と名誉を汚す一切の行為をしてはならない。		3	2		2	
24	205	桑名市	4	4	3							3	4		2		
24	207	鈴鹿市	4	4	3							3	4		1	鈴鹿市災害対策本部運営マニュアル 1 被害状況の収集及び報告 2 災害情報発信 3 各種事務処理 4 各課所管の災害対策業務 5 ワンストップ窓口の設置	
24	208	名張市	4	4	3							3	4		2		
24	209	尾鷲市	4	4	1			3			2	2	4		2		
24	210	亀山市	4	4	1	1						3	4		2		
24	211	鳥羽市	4	4	3							3	4		2		
24	212	熊野市	4	4	3							3	2		2		
24	214	いなべ市	4	4	1	1						3	4		2		
24	215	志摩市	4	4	1			3				3	4		2		
24	216	伊賀市	4	4	1			3			3	3	4		2		
24	303	木曾岬町	4	4	3							3	4		2		
24	324	東員町	4	4	3							3	4		2		
24	341	熊野町	4	4	3							3	4		2		
24	343	朝日町	4	4	3							3	4		2		
24	344	川越町	4	4	1				4	関連する冊子の配布		3	4		2		
24	441	多気町	4	4	3							3	4		2		
24	442	明和町	4	4	2							1	4		3		
24	443	大台町	4	4	3							3	2		2		
24	461	玉城町	4	2	3							3	3		2		
24	470	度会町	4	2	1			3			3	3	4		2		
24	471	大紀町	4	4	3							3	4		2		
24	472	南伊勢町	4	4	3							3	4		2		
24	543	紀北町	4	4	3							3	4		2		
24	561	御浜町	4	4	2							2	4		2		
24	562	紀宝町	4	4	3							3	4		2		